

令和4年度前橋市空き家対策支援事業（空き家バンク利用促進事業）交付要項

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

取扱担当課

前橋市役所建築住宅課（8階）

電話 898-6081（直通）

224-1111（内線3830）

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

| | |
|----------------|--|
| 交付目的 | 前橋市空き家バンクの利用を促進するため、空き家バンクに登録後、契約成立となった住宅の家財道具等の処分に係る費用を補助します。 |
| 内容 | 用語の定義 |
| | <p>1 前橋市空き家バンク 前橋市で開設している、空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、前橋市への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度。</p> <p>2 家財道具等 前橋市空き家バンクに登録された住宅及びその敷地内にある家財道具、家電製品、ごみ等とします。</p> <p>3 事業完了日 家財道具等の処分が終了し、処分業者へ代金を支払った日（領収書等に記載の日付）</p> |
| 対象地域 | 前橋市全域 |
| 補助金の申請をできる者 | <p>補助金を申請できる者は、補助金の交付申請日において、次の全ての条件に該当する者としてします。</p> <p>(1) 申請及び着工前に前橋市空家利活用センターに相談を行った者</p> <p>(2) 前橋市空き家バンクに登録をした所有者で、売買契約または賃貸借契約が成立した者</p> <p>(3) 納めるべき税の滞納がない者</p> |
| 交付条件 | <p>1 申請者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>2 申請者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 契約成立の相手方が補助対象者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。</p> <p>4 処分する業者は、前橋市一般廃棄物収集運搬業者名簿に登録がある、前橋市内に本店、支店または営業所がある事業者に限ります。</p> <p>5 業者等と契約を結ぶことなく、申請者自身が行った場合は補助対象になりません。</p> <p>6 前橋市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していないこと。</p> <p>7 対象事業を実績報告書の提出期限までに完了しなければなりません。</p> |
| 補助金の交付の対象となる費用 | <p>この補助金の交付の対象となる費用は、前橋市空き家バンクに登録された住宅において、契約が成立となった後の家財道具等の処分に係る費用とします。なお、消費税及び地方消費税は外税方式とし、消費税及び地方消費税を除いた費用を対象費用とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家財道具の搬出、処分に要する費用 ・特定家庭用機器商品化法（家電リサイクル法）により指定された |

| | | |
|-------|---------------------|--|
| | | 家電製品の処分に要する費用 ・ごみ等の処分に要する費用 |
| | 補助金の交付の対象とならない費用 | 以下の費用は対象となりません。 ・住宅及び土地の売買に係る費用 ・家賃に係る費用 ・各種申請手数料 ・物置、カーポート等の附属の構築物の解体費 ・住宅の改修費 ・敷地内の樹木伐採、草刈り等の費用 ・すでに処分済の費用 |
| | 交付金額 | 1 この補助金の交付金額は、次のとおりとします。なお、令和4年度前橋市一般会計予算に計上された範囲内の額とします。 2 対象費用全額とし、上限10万円とします。(1,000円未満の端数は、切り捨てます。) |
| | 交付回数 | 補助金の交付は1棟に対し1回限りとします。 |
| 交付手続等 | 交付申請の方法 | 補助金の交付を申請しようとする者は、処分前に次の書類を提出してください。最終の受付は令和5年3月10日(金)になります。なお、押印は省略することが可能です。 ※受付期間中であっても令和4年度の予算に達し次第、受付を終了します。 (1) 補助金交付申請書(様式第1号) (2) 誓約書(様式第2号) (3) 見積書の写し(内容と費用の内訳が分かるもの) (4) 写真(片付け前の状況がわかるもの) (5) 完納証明書等の写し(申請者に市町村税の未納が無いことが分かる証明) ※法人に関してはその法人が納めるべき市町村税の未納が無いことが分かる証明書の写し ※市外在住の方で前橋市内の固定資産税が課税になっている方は前橋市の完納証明書も必要です。 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。 |
| | 交付決定 | 申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)を申請者に通知します。 ※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更は認められません。 |
| | 契約の相手方等が変更となった場合の手続 | 契約の相手方を変更した場合は、変更の手続が必要となります。遅滞なく次の書類を提出し、その旨を報告してください。 (1) 変更承認申請書(様式第4号) (2) 変更後工事見積書の写し |
| | 変更承認決定の時期等 | 変更承認申請書等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し補助金変更承認通知書(様式第5号)を申請者に通知します。 |

| | | |
|-------|-------------------------------|--|
| 実績報告等 | 実績報告書の提出 | <p>1 申請した事業が完了した際は、事業完了日から30日以内に次の書類を提出してください。なお、最終の受付日は令和5年3月17日（金）になります。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第6号）</p> <p>(2) 領収書の写し、または振込み受付書等の写し</p> <p>(3) 完了箇所の写真</p> <p>(4) 通帳の表紙裏（支店名、口座が分かるもの）の写し または、本人の口座が確認できるもの</p> <p>2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第7号）を申請者に通知します。</p> |
| | 補助金の請求 | 補助金額の確定後、請求書（様式第8号）により補助金を請求してください。 |
| | 交付決定の取消し、または補助金の返還 | <p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたとき</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき</p> <p>2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取消に係る部分の金額を指定された期日までに返還しなければなりません。</p> |
| 取下げ | 対象事業等が中止となった場合、年度中に完成しない場合の手続 | <p>取下げの手続きが必要になりますので、取下げ書（様式第9号）を提出してください。</p> <p>提出後、取下げ通知書（様式第10号）を申請者に通知します。</p> |
| 様式 | 申請書等の書式 | <p>1 補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 誓約書（様式第2号）</p> <p>3 補助金交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>4 変更承認申請書（様式第4号）</p> <p>5 変更承認通知書（様式第5号）</p> <p>6 実績報告書（様式第6号）</p> <p>7 補助金額確定通知書（様式第7号）</p> <p>8 請求書（様式第8号）</p> <p>9 取下げ書（様式第9号）</p> <p>10 取下げ通知書（様式第10号）</p> |
| | 備考 | 前橋市空き家対策支援事業における、二世帯近居・同居住宅支援事業及び老朽空き家対策事業と併用して申請することはできません。 |